

独立行政法人農林漁業信用基金林業信用保証関係債務保証約款

(債務保証の取り決め)

第1条 独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）が行う林業信用保証業務に係る被保証者及びその保証人に関する事項は、独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に関する業務方法書（以下「業務方法書」という。） 、業務方法書第36条に基づく林業信用保証業務細則（以下「細則」という。） 及び信用基金と融資機関との間の林業信用保証に関する約定書並びにこの約款の取り決めに基づいて行うものとする。

(保証料)

第2条 被保証者は、信用基金所定の料率、方法により計算された額を保証料として、信用基金に納付するものとする。

2 被保証者が保証料の納付を怠ったときは、納付期日の翌日から納付完了の日までの日数に応じ、年14.5パーセントの割合で計算した違約金を保証料とともに納付するものとする。

3 前項の年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(担保)

第3条 被保証者の財務内容の悪化等により、信用基金からの請求があったときは、被保証者は、何時でも信用基金が将来取得することのある求償権又は既に取得した求償権を担保するため、連帯保証人を立て、又は信用基金の指定する物件について担保を設定するものとする。

2 被保証者は、信用基金に差し入れた担保につき、信用基金の承諾を得ずに、これを他に譲渡し、又は賃貸する等信用基金に損害を及ぼす恐れのある一切の行為を行わないものとする。

3 信用基金に差し入れた担保は、必ずしも法定の手続によらず、一般的に適当と認められる方法、時期、価格等により信用基金において処分されても異議を申し立てないものとする。

4 融資機関から、信用基金が譲渡を受けた担保又は信用基金に移転した担保についても、前項に準じて取り扱うこととする。

(通知)

第4条 被保証者は、次の各号に掲げる事由が生じた場合には、その旨を遅滞なく、書面によって信用基金に通知するものとする。

(1) 期限の利益を喪失し、融資機関から債務の弁済の請求を受けたとき。

(2) 信用基金の保証に係る総ての借入金債務（以下「借入金債務」という。）の全部又は一部を弁済したとき。

(3) 融資機関と被保証者との間に債務の更改、相殺、免除、担保物件の変動等現債務に

影響を及ぼす事由が発生したとき。

- (4) 信用基金の保証に係る借入によって取得した設備を借入期間満了前に売却し、譲渡し、貸与し、又は細則第5条第1項各号に掲げる用途以外の用途に使用するとき及び使用したとき。
- (5) 信用基金の保証に係る資金が細則第5条第1項第4号に掲げる資金である場合に、林業・木材産業改善資金助成法第7条第1項の規定により認定を受けた林業・木材産業改善措置に関する計画の認定が取り消されたとき。
- (6) 信用基金の保証に係る資金が林業経営改善認定者が造林又は育林を実施するのに必要な資金である場合に、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（以下「暫定措置法」という。）第3条第1項の規定により認定を受けた林業経営改善計画を変更し、又は当該認定が取り消されたとき。
- (7) 信用基金の保証に係る資金が細則第5条第1項第5号に掲げる資金である場合に、暫定措置法第4条第1項又は第2項の規定により認定を受けた合理化計画を変更し、又は当該認定が取り消されたとき。
- (8) 被保証者又は保証人の印章、住所、名称、商号、代表者その他の届出事項に変更があったとき。

（反社会的勢力の排除）

第5条 被保証者又は保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる者と関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者と関係を有すること。
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる者と関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者と関係を有すること。
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等社会的に非難されるべき者と関係を有すること。
- 2 被保証者又は保証人は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約するものとする。
- (1) 暴力的な要求行為。
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて信用基金の信用を毀損し、又は信用基金の業務を妨害する行為。
 - (5) その他前各号に準ずる行為。

(求償権の事前行使)

第6条 被保証者又は保証人について、次の各号の事由が一つでも生じたときは、信用基金は、保証債務の弁済前に求償権を行使することができるものとする。

- (1) 仮差押、差押、強制執行若しくは担保権の実行としての競売の申立があったとき、仮登記担保権の実行通知があったとき、破産、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立があったとき、又は清算に入ったとき。
 - (2) 公租公課につき差押、又は保全差押の命令が発送されたとき。
 - (3) 手形交換所又は電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
 - (4) 担保物件が滅失したとき。
 - (5) 借入金債務の一部でも履行を遅延したとき。
 - (6) 住所変更の届出を怠るなど被保証者又は保証人の責に帰すべき事由によって、被保証者又は保証人（被保証者又は保証人が法人の場合はその代表者）の所在が不明になったとき。
 - (7) 暴力団員等若しくは第5条第1項各号のいずれかに該当し、若しくはその疑いが生じたとき、並びに同条第2項各号いずれかに該当する行為をし、同条第1項の規定に基づく表明・確約に関しての虚偽の申告をしたことが判明したとき、若しくはその疑いが生じたとき。
 - (8) この約款の定めに違反したとき。
 - (9) 前各号のほか求償権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
- 2 前項第7号の規定により求償権を行使した結果、被保証者又は保証人に損害が生じた場合であっても、信用基金に名目の如何を問わずなんらの請求をしないものとする。
- 3 信用基金が第1項又は民法第460条により求償権を行使する場合には、被保証者又は保証人は民法第461条に基づく抗弁権を主張しないものとする。借入金債務又は信用基金に対する求償債務について担保がある場合も同様とする。

(代位弁済)

第7条 被保証者及び保証人は、信用基金が融資機関から保証債務の履行を求められたときにおいて、被保証者及び保証人に対し通知しないで弁済しても異議を申し立てないものとする。

- 2 信用基金は、保証債務の弁済により融資機関が被保証者に対して有する権利を代位して行使する場合には、被保証者が融資機関との間に締結した契約のほかに、なお、この約款の各条項をも適用することができるものとする。

(求償権の範囲)

第8条 信用基金が保証債務の弁済をしたときは、被保証者は、その弁済額及び弁済に要した費用並びに求償権の残高に対し弁済の日から納付完了の日までの日数に応じ年14.5パーセントの割合で計算した違約金を信用基金に納付するものとする。

- 2 前項の違約金については、第2条第3項を準用する。

(費用の負担)

第9条 信用基金が取得した担保の保全又は処分に要した費用及び保証債務の弁済によって取得した権利の保全若しくは行使又は担保の保全、処分に要した費用並びにこの約款の条項に基づき生じた一切の費用は被保証者の負担とし、信用基金の請求により直ちに弁済するものとする。

(相殺)

第10条 被保証者が第2条、第8条及び第9条の債務（以下「この約款に基づく債務」という。）を履行しなければならない場合には、その債務と被保証者の出資持分払戻請求権その他の信用基金に対する債権とをその債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも信用基金は、対当額において相殺することができる。

2 保証人が第12条の債務を履行しなければならない場合において、その債務と保証人の出資持分払戻請求権その他の信用基金に対する債権との相殺については前項の規定を準用する。

3 前2項の相殺をする場合、第2条第2項及び第8条第1項の違約金の計算については、その期間を計算実行の日までとする。

(弁済の充当順序)

第11条 被保証者又は保証人の弁済した金額又は前条により相殺した金額が、この約款に基づく債務の全額を消滅させるに足りないときは、信用基金が適当と認める順序方法により充当することができるものとする。

2 被保証者又は保証人が、信用基金に複数の保証に係る債務を負担している場合であって、その弁済した金額又は前条により相殺した金額が、信用基金に対するこれらの債務の全額を消滅させるに足りないときは、信用基金が適当と認める順序方法により、いずれの債務にも充当することができるものとする。

(連帯保証人)

第12条 保証人は、この約款の各条項を承認し、この約款に基づく債務の全額について、被保証者と連帯し、かつ、保証人相互の間に連帯して弁済の責に任ずるものとする。

2 被保証者又は他の保証人が信用基金に差し入れた担保につき、信用基金が変更、解除、放棄、返還、喪失又は滅失し、或いは他の保証人の保証債務を免除しても、保証人の責には変動を生じないものとする。

3 信用基金が融資機関から譲渡を受けた担保、又は信用基金に移転した担保及び権利についても前項に準じて取扱うこととする。

4 保証人が融資機関に対し、借入金債務につき保証し、又は担保を提供したときは、信用基金と当該保証人との間における求償及び代位の関係は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 信用基金が保証債務の弁済をしたときは、信用基金は、保証人に対し、被保証者に求償し得る全額を求償することができる。

(2) 信用基金が保証債務の弁済をしたときは、信用基金は、借入金債務につき融資機関

に担保を提供した保証人に対し、その担保の全部につき被保証者に求償し得る全額について、融資機関の有していた一切の権利を行うことができる。

(3) 保証人が、融資機関に対する自己の保証債務を弁済したとき、又は保証人が融資機関に提供した担保の実行がなされたとき、その他自己の出捐によって保証債務を消滅させたときは、保証人は、信用基金に対し求償権を行使しないものとする。

5 保証人については、第3条の規定を準用する。

6 保証人が原契約に基づく保証債務の整理について2013年12月5日に経営者保証に関するガイドライン研究所（全国銀行協会および日本商工会議所が事務局）が公表した経営者保証に関するガイドライン（公表後の改訂内容を含む。以下「ガイドライン」という。）に則った整理を申し立てた場合には、信用基金がガイドラインに基づき当該整理に誠実に対応するよう努めるものとする。

（公正証書の作成）

第13条 被保証者及び保証人は、信用基金の請求があるときは、何時でもこの約款を内容として直ちに強制執行を受ける旨を記載した公正証書の作成に関する一切の手続きをするものとする。

（元本確定の登記）

第14条 信用基金又は融資機関を権利者とする根抵当権設定者は、信用基金の請求があったときは、直ちにその根抵当権について、元本確定の登記手続きを行うものとする。

（調査及び報告）

第15条 信用基金は、必要があると認めるときは、被保証者の業務及び財産の状況並びに債務履行のための措置について報告を徴し、調査し、又は書類若しくは帳簿の閲覧を求めものとする。

2 前項の場合において、被保証者は、同項の規定に違反して報告せず、若しくは虚偽の報告をし、又は調査若しくは書類、帳簿の閲覧を拒んではならないものとする。

（公簿の閲覧）

第16条 被保証者及び保証人は、信用基金を代理人として、市町村の固定資産台帳及び名寄帳を閲覧すること並びにその写を請求することをこの条項により委任したものとする。

（出資者の持分の譲渡しの禁止）

第17条 信用基金は、出資者の持分（以下「持分」という。）の譲渡しの申請を受けた場合、次の各号のいずれかに該当するときは、持分の譲渡しを承認しないものとする。ただし、(5)に該当する場合であって、譲り渡す持分に相当する金額をもって(5)に掲げる債務を弁済するときは、(2)から(7)のいずれかに該当する場合であっても、持分の譲渡しを承認するものとする。また、(7)に該当する場合であって、譲り渡す持分に相当する金額をもって(7)に掲げる債務を弁済するときは、次の各号のいずれかに該当する場

合であっても、持分の譲渡しを承認するものとする。

- (1) 被保証者であって、当該譲渡しにより、当該保証債務に係る元本の保証残高が当該被保証者についての保証の金額の最高限度（細則第6条に定めるものをいう。第19条第1項(1)において同じ。）を上回ることとなる場合
- (2) 被保証者であって、その者について独立行政法人農林漁業信用基金と融資機関との間の林業信用保証に関する約定書（以下「約定書」という。）第6条に基づく融資機関からの通知を受理した場合
- (3) 被保証者であって、第7条第1項第1号から第9号のいずれかに該当する場合
- (4) 被保証者であって、保証契約の変更により返済条件を緩和している場合
- (5) 第2条に基づく債務の弁済期が到来している場合
- (6) 前各号のほか被保証者に代わって信用基金が債務を弁済することが明らかな場合
- (7) 第8条、第9条及び第12条に基づく債務の弁済期が到来している場合

（債務保証の制限）

第18条 信用基金は、代位弁済に伴う損害賠償金の全額の弁済が行われるまでは、当該被保証者に対し新たな債務保証を行わないものとする。ただし、信用基金が特別の事情があると認めた場合にはこの限りでない。

（出資者の持分の払戻しの停止）

第19条 信用基金は、持分の払戻し請求を受けた場合、次の各号のいずれかに該当するときは、持分の払戻しを停止するものとする。ただし、(5)に該当する場合であって、持分の払戻しによって(5)に掲げる債務を弁済するときは、(2)から(7)のいずれかに該当する場合であっても、持分の払戻しを停止しないものとする。また、(7)に該当する場合であって、持分の払戻しによって(7)に掲げる債務を弁済するときは、次の各号のいずれかに該当する場合であっても、持分の払戻しを停止しないものとする。

- (1) 被保証者であって、その者の持分から払戻しの請求のあった持分を差し引くと、当該保証債務の元本に係る保証残高が当該被保証者の保証の金額の最高限度を上回るものとなる場合
- (2) 被保証者であって、その者について約定書第7条に基づく融資機関からの通知を受理した場合
- (3) 被保証者であって、第6条第1項第1号から第9号のいずれかに該当する場合
- (4) 被保証者であって、保証契約の変更により返済条件を緩和している場合
- (5) 第2条に基づく債務の弁済期が到来している場合
- (6) 前各号のほか被保証者に代わって信用基金が債務を弁済することが明らかな場合
- (7) 第8条及び第9条に基づく債務と被保証者の出資持分払戻し請求権との相殺又は第12条に基づく債務と保証人の出資持分払戻し請求権との相殺を直ちに行うことができない場合

2 信用基金は、前項の規定により払戻しの停止をした者が当該各号又はその原因となった事由に該当しなくなったとき、又は払戻しを請求した額を前項(5)又は(7)に掲げる債務に充当することについて同意書の提出があったときは、停止を解除し、持分の

払戻し停止の解除について通知するものとする。

(代位取得の手形)

第20条 代位により融資機関から信用基金に移転した手形につき、その権利が消滅した場合にも、被保証者及び保証人が、信用基金に負担している債務には、変更を生じないものとする。

(貸付金利又は貸越金利の変更)

第21条 被保証者及び保証人は、信用基金の保証債務に関し、被保証者と融資機関との間の貸付契約の定めるところにより当初設定された貸付金利又は貸越金利が変更された場合にあっても、異議を申し立てないものとする。

(諸規程の変更)

第22条 この約款の内容は、業務方法書、細則及び信用基金と融資機関との間の林業信用保証業務に関する約定書が追加制定、改正又は廃止されたときは、別段の定めがある場合を除き、これによって変更されたものとする。

(解約)

第23条 信用基金は、被保証者がこの約款の定め違反した場合又は債務の履行が困難になったと認められた場合には、融資機関との協議のうえ将来に向かって債務根保証契約を解約することがある。

(合意管轄)

第24条 この約款に係る契約に関する訴訟、和解及び調停の提起は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を管轄裁判所とする。ただし、信用基金が「国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和22年法律第194号）」に基づいて訴訟を行う場合は、法定の管轄裁判所とする。